
南陽市行財政改革大綱

南陽市

平成 19 年 3 月

目 次

第1	はじめに	2
1	行財政改革大綱策定の背景	2
2	基本方針	2
	(1) 自立できる行財政基盤の確立	2
	(2) 市民と協働による行財政運営	3
	(3) 市民サービスの向上と意識改革	3
3	数値目標	3
4	大綱の実施期間	4
5	推進体制	4
第2	具体的施策	4
1	自立できる行財政基盤の確立	4
	(1) 定員管理の適正化	4
	(2) 給与の適正化	4
	(3) 事務・事業の再編・整理、廃止・統合	4
	(4) 健全な財政運営の推進	5
	(5) 第三セクターの見直し	5
	(6) 地方公営企業の経営健全化	5
2	市民と協働による行財政運営	5
	(1) 民間委託等の推進	5
	(2) 市政に関する情報の共有	5
	(3) 地域コミュニティの育成	5
	(4) 男女共同参画の推進	5
3	市民サービスの向上と意識改革	5
	(1) 住民サービスの向上	5
	(2) 電子自治体の推進	5
	(3) 職員の意識改革	6
第3	実施計画（改定集中改革プラン）	6～22
資 料		
	南陽市行財政改革大綱の策定について（意見書）	23
	南陽市行財政改革大綱策定の審議経過	24
	南陽市行財政改革推進懇話会	25
	南陽市行財政改革推進本部・事務局	26
	南陽市行財政改革推進懇話会設置要綱	27
	南陽市行財政改革推進本部設置要綱	28

第1 はじめに

1 行財政改革大綱策定の背景

本市では、多様化する市民ニーズや新たな行政課題に的確に対応するため、昭和60年以降、3次にわたり行政改革大綱を策定し、積極的に取り組んできました。

しかしながら、全国的に進む少子高齢化による人口減少時代に入り、国、地方ともに厳しい財政状況等を背景に、市民の負担と選択に基づき、本市にふさわしい公共サービスを提供するには、行政を経営するという視点に立ち、発想の転換を図り、常に新たな視点から仕事の進め方を見直して、簡素で効果的・効率的な行政運営システムを構築する必要があります。

総務省は、平成17年3月に地方自治法第252条の17の5に基づき、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針(新地方行革指針)」を示し、地方公務員の定員削減や給与の適正化などについての集中改革プランを17年度中に策定・公表するよう地方自治体に対し求めました。

本市では、第3次市行政改革大綱の取り組み期間が終了するため、国の指針を受け、平成18年3月に、第2次市定員適正化計画とともに、第3次市行政改革大綱集中改革プランを策定・公表しましたが、より積極的に改革を推進し、真に市民が求める行政サービスを提供するため、19年度を起点とする財政対策も含めた南陽市行財政改革大綱を新たに定めるものです。

2 基本方針

地方分権という新しい時代の潮流のなかで、真に市民が求める行政サービスを提供するためには、行政を経営するという視点に立って、従来の考え方や仕事の進め方を根本的に見直す必要があります。そのためには、職員の意識改革を図り、これまで以上に市民の目線で考え、市民のために働く経営的感覚をみかくことが重要です。そして、自立できる行財政基盤を確立するとともに、市民と行政が一体となったまちづくりの構築を目指し、行財政改革に取り組んでいきます。

そのために、次の3つの基本方針を定め改革を進めます。

(1) 自立できる行財政基盤の確立

持続可能な財政運営を確立するため、「最小の経費で最大の効果」を原則に経費の削減に取り組めます。新たな財源確保対策を検討し可能なものから取り組めます。また、市が保有している財源、財産、情報等を行政経営の資源としてとらえ、その有効活用に取り組めます。

(2) 市民と協働による行財政運営

市民と行政の相互理解を図るとともに、市民と行政の協働の場づくりに取り組みます。また、「民間にできることは民間に」の考えのもと、市・地域・事業者・市民などの役割分担の明確化に取り組みます。

(3) 市民サービスの向上と意識改革

市民ニーズを的確に把握し、新たな視点で考え、経営的感覚を持って行政運営に取り組みます。また、職員の政策形成能力や業務執行能力の向上に取り組みます。

3 数値目標

本大綱の実施期間内における数値目標を次のとおり設定します。

目標1：職員数に関すること

人口1,000人当たり職員数（消防部門を除く）を
9.20/1,000人から8.49/1,000人以下に

【18年4月1日の職員数324人から22年4月1日には**299人以下**に(△25人)】

※ 前提人口はH17国勢調査人口(35,192人)

目標2：市税等の収納に関すること（税外収入金なども含む）

現年度課税分の収納率**98%以上**に（国民健康保険税は**94%以上**に）

※ H17実績98.1%（92.5%）

目標3：財政指標に関すること

	19年度	20年度	21年度
経常収支比率	91.8	90.6	90.0
実質公債費比率 (3ヶ年平均)	24.1	24.9	24.9
地方債残高	16,602	15,688	14,701

単位：比率は%、残高は百万円

※ 経常収支比率：税金などの経常的な一般財源の何%が、人件費、扶助費、公債費などの経常的な経費に充てられているかを示すもので、財政構造の弾力性を判断する指標。

※ 実質公債費比率：平成18年度からの地方債協議制移行に伴い導入された指標であり、公債費等の財政負担の程度を客観的に示す指標として、実質的な公債費に費やした一般財源の額が、標準財政規模に占める割合を表す。なお、18%以上の団体は、地方債発行にあたり都道府県の許可を要することとなり、許可を受ける場合は公債費負担適正化計画を策定し、状況の改善に取り組むことが求められる。さらに、25%以上の団体は地域活性化事業等の単独事業に係る地方債が制限され、35%以上の団体は、これらに加えて一部の一般公共事業債についても制限されることとなる。

4 大綱の実施期間

本大綱の実施期間は、平成19年度から平成21年度までの3年間とします。

5 推進体制

本大綱を着実に実施するため、平成19年度から21年度までの取り組みを明示した実施計画（改定集中改革プラン）を策定し、公表します。この実施計画において、年次計画と可能な限りの数値目標を定め明記した取組計画シートを作成し、計画策定（Plan）、実施（Do）、検証（Check）、見直し（Action）のサイクル（以下「PDCAサイクル」という。）の作業を不断に繰り返し、改革をおこなっていきます。

加えて、改革の推進にあたっては、市長を本部長とする行財政改革推進本部会を設置し、全庁体制で取り組みます。また、職員から募った改善提案については、庁内に委員会を設置して、改革に活用していきます。

さらに、行財政改革推進懇話会へ定期的に改革の実施状況を報告し、助言をいただくとともに、市議会への報告並びに市報、市ホームページ等による公表を通じ、市民の意見や提案を改革に反映させていきます。

第2 具体的施策

3つの基本方針のもとに、**市民の視点**（行政サービスの受益者である市民の視点）、**民間的経営の視点**（コストの削減や歳入の増加を図る視点）、**業務改善の視点**（効果的、効率的に業務を進める視点）、**協働の視点**（行政と市民等の協働を進める視点）の4つの視点をもって行財政改革を推進します。その具体的な施策は次のとおりです。

1 自立できる行財政基盤の確立

（1）定員管理の適正化

第2次市定員適正化計画を上回る目標を定め、職員数を抑制し、適正な管理に努めます。

（2）給与の適正化

職員の給与については、国・県の動向に留意しつつ、適正な水準を確保するとともに、勤務意欲を高める給与制度の導入を検討します。

（3）事務・事業の再編・整理、廃止・統合

少子高齢化など社会経済情勢の変化に対応した新たな行政課題などに対して、迅速・機動的に取り組めるよう組織・機構の見直しを図ります。併せて、

市民が利用しやすい組織・機構を確立し、市民にわかりやすい運営をおこないます。また、市民の意向を的確に把握し、事業の選択と集中を図ります。さらには、行政評価手法の導入等を進めます。

(4) 健全な財政運営の推進

中長期財政計画及び3か年実施計画を策定することにより、財政の健全化に努め、効率的かつ計画的に事業を実施します。また、新たな財源確保対策の検討・導入や受益者負担の見直し等を検討します。

(5) 第三セクターの見直し

経営状況の改善へのさらなる取り組み、必要性の検討をおこないます。

(6) 地方公営企業の経営健全化

経費の節減を図り、経営の健全化に向けた取り組みを進めます。

2 市民と協働による行財政運営

(1) 民間委託等の推進

行政運営の効率化、市民サービスの向上を図るため、施設管理における指定管理者制度の導入等、より効果的・効率的に目標が達成できるものについては民間委託等を推進します。

(2) 市政に関する情報の共有

政策決定過程における情報を積極的に提供し、市政の透明化を図ります。

(3) 地域コミュニティの育成

自主防災組織の育成など地域住民による地域管理を推進していきます。

(4) 男女共同参画の推進

男女の多様な意見や考えが市政の政策決定により良く反映されるよう、行政における男女共同参画の充実を進めます。

3 市民サービスの向上と意識改革

(1) 住民サービスの向上

手続き窓口の一元化などについて取り組みます。

(2) 電子自治体の推進

行政手続等の電子化、事務・事業のシステム化等に取り組みます。

(3) 職員の意識改革

職員研修を充実させ、職員の能力向上等を図り、市民ニーズに的確に対応できる体制を構築します。

第3 実施計画（改定集中改革プラン）

本大綱に示された具体的取り組み事項について、PDCAサイクルにより不断の点検をおこないながら、着実に改革を進めるため、平成18年3月に策定した集中改革プランを改定し、実施計画（改定集中改革プラン）として次のように定めます。

1. 自立できる行財政基盤の確立

(1) 定員管理の適正化

	取組項目	No.	担当課	概要	取組計画		
					19年度	20年度	21年度
1	職員定数の削減	1	総務	第2次定員適正化計画を上回る目標を定め、平成18年4月1日現在の職員数（消防部門を除く）324人を22年4月1日には299人まで削減する（△25人）。 18年度 削減目標 10人	削減目標4人	削減目標7人	削減目標4人

(2) 給与の適正化

	取組項目	No.	担当課	概要	取組計画		
					19年度	20年度	21年度
1	給与水準の適正化	2	総務	国、県に準じて適正な改正に努める。	国、県に準じた見直し	同左	同左
2	特別職月額報酬の見直し	3	総務	給与制度改革による一般職の給与減額幅にあわせて、特別職の報酬の見直しをおこなう。	18年度より市長助役及び教育長の報酬減額済み	条件が整えば実施	同左
3	昇給制度の見直し	4	総務	給与制度改革により、勤務成績による昇給区分での昇給が原則となったことから、評価制度を導入し、勤務成績に見合った昇給制度とする。	検討委員会を設置	一部試行	全部試行
4	特殊勤務手当の見直し	5	総務	特殊勤務手当の全廃	全廃に向けた組合との協議	協議が整えば全廃	
5	技能労務職の給与の見直し	6	総務	国、県に準じて適正な改正に努める。	国、県に準じた見直しに向け組合との協議	同左	同左

(3) 事務・事業の再編・整理、廃止・統合

	取組項目	No.	担当課	概要	取組計画		
					19年度	20年度	21年度
1	事務・事業の効率化	7	用地	用地事務の一元化（調査から登記までを一括処理） ① 事業用地の取得に関する業務 ② 法定外公共物に関する業務 ③ 市有土地処分に関する業務 ・所管部署の明確化（市民窓口の一本化）を図る。 ・関連業務（事務）の集約と一環処理により事務処理の迅速化を目指す。	組織の見直し（所掌事務の移動）により対応可能。		
		8	用地	認証遅延対策の推進 ① 地籍調査事業の円滑推進と事務の平準化確立 ② 認証成果の早期創出と活用促進（固定資産税評価の適正化など） ・23年度までの遅延解消を目指す	平成7年度調査地区の51ヘクタールの認証遅延を解消	平成8年度調査地区の内、48ヘクタール相当の認証遅延を解消	平成8年度調査地区の残分40ヘクタール及び平成9年度調査地区の内22ヘクタールの認証遅延を解消
		9	会計	会計帳票の電子決済システム導入の検討（財務会計並びに文書管理システム等との全体的な導入）。事務効率の向上とペーパーレス化が図られる。	導入に向けたシステム検討	システム選定	22年度新財務会計システム稼働時に合わせて導入テスト
		10	会計	公共料金等の口座振替制度の導入。 電気料金等公共料金について、各担当課処理を市で一括して口座振替とする。これにより、各課における伝票処理、会計課における審査事務が簡素化、効率化される。	財務規則の改正各課事務処理の周知 専用口座を開設し6月から実施予定		

(3) 事務・事業の再編・整理、廃止・統合

取組項目	No.	担当課	概要	取組計画		
				19年度	20年度	21年度
1 事務・事業の効率化	11	健康福祉	①制度は異なるが、認定審査会の実施など、手続きについては同じ内容であることから、一緒にすることで効率的な運用が図られる。 ②20年度から医療制度改革における保険者による特定健康診査が義務化されたことにより、長寿医療介護課の国保医療係と健康福祉課の保健係・健康係の事務・事業について見直しが必要となる。 上記のことから、組織再編が必要になってくると思われる。この際、現状のことを含みながら福祉事務所のあり方、保健予防のあり方を検討し、効率的な組織編成を考える。	新組織体制で実施		
	12	長寿医療介護	現行の老人医療制度に代わり、20年4月から75歳以上の後期高齢者について、独立した医療制度が創設されることから、それに対応する事務をおこなう。	20年度の施行に向けて準備を進めるため、事務局職員を26名まで増員することになっており南陽市からも1名の派遣が予定されている。一方、現行の老人医療も平行して実施される。	後期高齢者医療制度が施行され山形県後期高齢者医療広域連合が現行の老人医療に取って代わる。保険料徴収や窓口業務等は市町村業務とされ、新たな特別会計も設定される。現行の老人医療については残務があり、老人特別会計は20年度から3年間存続し、以降一般会計に統合される。	
	13	市民生活	交通災害共済事業のあり方検討 ①様々な民間傷害保険・自動車保険制度の普及や個人情報問題により加入者が減少の傾向にあることから、今後の加入推進業務の見直しをおこなう。 ②今後加入率が低下した場合は、加入方法及び加入推進の組合組織加入について検討する。	引き続き会員証の全戸配布を行い、加入を推進する。	会員証の全戸配布を行い、前年度同様加入を推進する。ただし、加入率が20%程度となった場合は加入希望者のみに会員証を発行する。共済組合の解散まで加入継続を目指す。	
	14	商工振興	勤労者福祉施設（勤労青少年ホーム、勤労者総合福祉センター、勤労者テニスコート）及び交流プラザ蔵楽管理運営並びに商工業振興業務、雇用労政業務の見直し検討。	20年度に向けてそれぞれの施設の管理体制の検討をおこなう。		
	15	観光物産	外郭団体事務局移行を实践するため、観光協会の組織強化を図り、行政人件費の削減をおこなう。（多少の補助金アップにつながるが、行政人件費の削減を担保し、目に見える削減効果をあげる。）	観光協会組織強化の検討及び協会意向の聞き取り	観光庶務の洗い出しと事務局移行の可否検討	事務局移行（観光協会受け入れ決定の場合）
	16	観光物産	各課事業繁忙期における課横断の応援体制構築	実施試行	実施	実施
	17	下水道	下水道事業受益者負担金のシステムの見直し：賦課・収納データについては従来1カ月遅れのデータを紙ベースにて提出を得ていたものを、現在は一部電子データにより直近データにて管理できるようになった。これにより、受益者の検索及び収納状況等の把握は速やかにできるようになったが、市販データベースソフトによる管理であり、運用についてはまだまだ課題が山積している。また、受益者のデータには、土地データが基本をなしており、土地データをどのように管理するかが課題。	①収納電子データ化の検討。 ②土地データの管理の検討。 ③アンマッチリストの検討。	①収納電子データ化の実施。 ②土地データの管理の実施。 ③アンマッチリストの実施。	同左

(3) 事務・事業の再編・整理、廃止・統合

	取組項目	No.	担当課	概要	取組計画		
					19年度	20年度	21年度
1	事務・事業の効率化	18	下水道	予算執行管理の検討：財務システムにより基本的には管理されているが、下水道課ではそれだけでは不十分であり、決算状況調査、消費税の申告、補助事業関連の請求及び実績報告、人件費の管理、利子補給の管理等、下水道の経理管理が総合的にできるシステムの開発が課題。	エクセルを活用したシステム開発	エクセルを活用したシステム活用	公営企業法適用時にはシステム移行
		19	下水道	井戸水等使用者の料金徴収等を出来る限り、水道課に委託する。	池黒・漆山地区に多い井戸水利用者の下水道接続にともなう料金賦課についても、出来るだけ水道課に依頼する。	同左	同左
		20	水道	①市の水道事業を一元化することにより、効率的な維持管理が容易になる。 ②上下水道を一本化することにより窓口の一本化になり、住民サービスの向上となる。また、組織の一本化で上下水道工事の一体施工での管理が可能となるなど、事業の効率化につながる。	①ハード面及び経費面での一体管理をおこなえるような整備計画を検討 ②下水道事業の地方公営企業法への移行措置を検討	①整備計画に合わせ進める（管理面、施設整備面の検討） ②条件等が整えば、20年度実施	①整備計画に合わせ進め、管理面、施設整備面で問題がなければ次年度実施 ②前年度出来ない場合、実施
		21	農委事務局	農地基本台帳の電算システムを構築し、ペーパーレス化して管理し、即時に対応する。税システム（固定資産税）のペーパーレス化等電算システムの変更並びに19年度から導入される品目横断的経営安定対策に係る農地基本台帳での耕作状況等の把握に対応するべく、農地基本台帳を電子化する。	農地基本台帳の電算システムを構築	農地基本台帳の電算システムを稼働	
2	行政評価の導入	22	企画財政	当面は政策事業から対象事業を取り上げ行政評価の試行運用を進め対象事業を拡大する。その後、事務事業評価について、財務会計システムの更新時（21年度導入予定）と一緒に総合的に対応するシステムを構築し導入していく。	試行運用による手法の検討	システム導入等の検討	導入
3	補助金の整理・統合	23	企画財政	①前回の「補助金等チェックシート」の提出から3年が経過することから、この間の経緯も含め、改めてチェックシートを提出してもらい、すべての補助金について見直し作業をおこなう。 ②同一団体への類似する補助金は、統合の対象とする。 ③新規の補助金はすべて終期を設定し、既存のものも極力終期を設定（5年以内）し、自主運営へ転換を図る。	①「補助金等チェックシート」（改訂版）の作成・各課での記入 ②チェックシートに基づき、廃止・縮小・統合・終期の設定等の新たな適正化方針の決定	①新たな適正化方針に基づき、担当課において各団体等との調整し、条件の整ったものから実施	同左
4	時代に即応した組織・機構の見直し	24	総務	効率的な事務事業の推進のため、従来の枠組みにとらわれない組織機構の見直しをおこなう。			
5	広域行政について	25	企画財政	置賜3市5町で構成する一部事務組合「置賜広域行政事務組合」の共同処理業務の一つである情報処理共同事業をおこなっている（今後、余熱利用施設に関する事業も追加予定）。今後の市町村財政を勘案すると本分野の共同業務については、費用対効果の検証は必要であるが有効に活用する意義はあるものと捉えている。	19年度は情報処理共同事業利用団体の米沢市、白鷹町、南陽市の2市1町で協議調整しながら、後期高齢者関連システム等について共同処理のメリット活用していく。	情報処理共同事業利用団体の米沢市、白鷹町、南陽市の2市1町で随時協議しながら共同処理のメリット活用を図るとともに、他構成団体との可能性も随時検討する。	同左
		26	商工振興	商工業務に関して、商工会の広域化事業に対し、事業内容の成果を見極めながら行政の支援をおこなう。	商工会事業支援補助650千円のうち広域連携事業200千円予定	広域連携事業について支援予定	同左

(3) 事務・事業の再編・整理、廃止・統合

取組項目	No.	担当課	概要	取組計画		
				19年度	20年度	21年度
5 広域行政について	27	観光物産	現在、①おきたま観光協議会（おきたま一円）②置賜さくら回廊（南陽・長井・白鷹）③みちのくおとぎ街道（南陽・高畠・セヶ宿・白石）を組織し、広域観光を手がけているが、更なる機軸の拡大を手がける。	県外地域との連携実施	県外地域との連携実施	県外地域との連携実施
	28	社会教育	各市町文化ホールの広域利用の検討	市民会館維持管理にあたっての方向性について検討		
	29	消防	平成18年6月14日消防組織法の改正により、市町村の消防の広域化に関する基本指針が示された。それに基づき県では19年度まで広域消防運営計画の作成等「広域化の推進計画」を策定、それに基づいて24年度までを目途に広域化を実現しなければならない。	東南置賜地区2市2町で、広域化に向けた会議を2回程度実施	県からの推進計画に基づき関係市町との事前協議の実施	広域化対象市町による「広域消防運営計画」作成等のための会議の実施
6 委員会、各種審議会、協議会等及び外郭団体の見直し	30	総務	職員年金者連盟の事務局の移管	会計全般を移管	業務分担をしながら事務局全般を移管	
	31	健康福祉	国の保健事業の改編に対応した組織に南陽市健康体力づくり推進会議を見直す。併せて、歩く健康づくり運動の推進に関する組織としての検討もおこなう。	健康体力づくり推進会議を解散し新たな組織を立ち上げる。		
	32	市民生活	市自衛隊父兄会・協会の事務は、市が国から委託を受けている、本来の自衛官の募集事務の一部を行うものとし、南陽市自衛隊父兄会・協会の組織の見直し及び市の関わり方を見直す。 委嘱している募集相談員への対応は必要であるが、従来からおこなわれてきた会の庶務は会員自らの運営でおこなう。	自衛隊募集事務所に打診。会員へ総会等で説明。	父兄会、協会等を合併するなど、組織の改編を図る。補助金の廃止。	庶務会計事務は会員自ら（自衛隊募集事務所の協力）がおこなう。
	33	商工振興	①企業誘致委員会の見直し ②勤労青少年ホーム運営委員会の見直し ③交流プラザ蔵楽運営委員会の見直し	20年度に向けて、委員の定数やそれに伴う部会の見直しの検討をおこなう。		
	34	観光物産	ワインの里づくり委員会等観光経済外郭団体の事務局移管。	事務局移行の提案、検討	事務局移行	同左
	35	農林	米穀の生産調整のため、市地域水田農業推進協議会を設置しており、現在、農林課で担っている事務局を、農業者側（農協等）に移管する。 ただし、国の制度上、19年度から21年度までを区切りとしており、その後（22年度より）事務局を移管する。			※22年度より事務局を移管
	36	水道	市長の諮問に応じ、その都度設置する市水道料金審議会については、これまでの開催にあたっては、審議会委員の定数が条例で30名以内とされていることから、25～30名を選任し開催してきたが、委員については厳選し、これまでの半数程度で開催されるよう見直しする。	条件及び選任事項を検討し実施		
	37	議会事務局	議員の各種審議会への参画については、議事に議案として提出された場合に公正な審議ができないとし、全国的に見直しされている。県内の議会でも各種審議会の参画については見直しをおこなっている。 当議会も、各種条例を洗い出しながら、今後十分に検討し見直しを行う必要がある。	年度内に特別委員会としての結論がでる予定（19年9月議会で報告予定）	特別委員会の結論を受けて改選後（20年4月1日から実施）に実施	

(4) 健全な財政運営の推進

取組項目	No.	担当課	概要	取組計画		
				19年度	20年度	21年度
1 未利用市有地の売却	38	企画財政	未利用市有地について計画的に売却を進める。	未利用地について市報に掲載する等の対策を講じ、土地売却収入8千万円を目標に取り組み。		
2 市税等の収納率向上	39	税務	19年度より市税等の口座振替推進のため、市指定金融機関において4月から6月末までの期間、口座振替申し込み1枚につき300円の取扱手数料を交付し毎年10%程度を目標とし、3年から4年で口座振替率80%以上を目指す。	口座振替率50%以上	口座振替率60%以上	口座振替率70%以上
3 公債費の抑制と市債残高の縮減	40	企画財政	公債費負担適正化計画にもとづき、毎年の発行額を臨時財政対策債を除いて5億～8億に抑え、地方債残高を減らしていく。また繰上償還を実施し、元金償還の平準化を図る。政府資金の中で利率の高いものも繰上償還が可能になるため、より大きな効果が出るよう、計画的に実施する。	次年度以降の負担を軽減するため、2億円繰上償還する。	次年度以降の負担を軽減するため、2億円繰上償還する。	次年度以降の負担を軽減するため、2億円繰上償還する。
4 受益者負担の適正化	41	長寿医療介護	国民健康保険料を見直す。	国保税率を改正するとともに、20年度から施行される後期高齢者医療制度のため国保税の区分に保険者支援分を加え、税の割合の見直しをおこなう。	現在の国保税の医療分・介護分の区分が医療分・介護分・後期高齢者医療保険者支援分の区分に改め、各項目の税率(割合)を変更する。	
	42	市民生活	置賜広域行政事務組合千代田クリーンセンターに自己搬入されたごみ処理手数料の改正。	置賜広域議会へ上程、議決後使用者への周知	新料金で徴収	
	43	商工振興	施設利用料金に関して、現在徴収していない施設について有料化を検討する。	20年度有料化に向け委員会等において検討をおこなう。		
	44	観光物産	観光果樹やワインといった受益者が特定される施策、団体については、事務局の移行を図るか、応分の負担(金銭面)を求め対応していく。	構成団体における自主的検討	事務局移行精査もしくは負担増の精査	改善策実施
	45	下水道	①受益者負担金の徴収率をあげる。(戸別訪問をおこなう) ②口座振替を促進する。 ③専門部署への委託ができないか検討をおこなう。	①未納対策として戸別訪問をおこなう。 ②口座振替を促進する。 ③未収金5%削減	同左	同左
	46	水道	受益者負担の公平性を保つために、費用負担の軽減のための市の費用負担について検討し、適正化を図る。	近隣市町の状況等を参考にし、条件等の整備をおこなう。	4月より条件等に沿って実施。	前年度、実施したことの検証を進めながら引き続き実施。
5 公平な負担の確保	47	健康福祉	保育園と本市児童館の役割、機能に大きな違いは見られない。市では等質のサービスを提供していることから、保育料と児童館使用料(給食費実費徴収金を含む)の乖離ができるだけ小さいことが、市民の公平な受益者負担にかなうものとなる。	19年度の保育料の見直しに合わせ公立保育園、児童館及び幼稚園の統一料金化の改定作業を実施	19年度の調査をもとに、赤湯幼稚園とあわせて、児童館使用料を改定する	
	48	健康福祉	各種検診の自己負担を見直す。	①人間ドック自己負担額の改定 男子8,500円→9,500円 女子12,000円→12,500円 ②その他検診料は20年度老人保健法改正に向け改定作業実施	その他の検診料を改定する	

(4) 健全な財政運営の推進

取組項目	No.	担当課	概要	取組計画		
				19年度	20年度	21年度
5 公平な負担の確保	49	市民生活	一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料、一般廃棄物処分業許可申請手数料、一般廃棄物処理業の変更許可申請手数料、浄化槽清掃業の許可申請手数料を一律 10,000 円に改正 南陽市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正（19年3月議会予定）	許可業者説明	新料金で徴収	
	50	商工振興	施設（勤労青少年ホーム、勤労者総合福祉センター、勤労者テニスコート、交流プラザ蔵楽使用）使用料の見直し。	20年度適正価格に向け委員会等において検討をおこなう。		
	51	農林	下水道使用料の改定に伴い、農業集落排水処理施設使用料を値上げする。	7月1日から値上げ実施		
	52	都市整備	受益者負担の主なものとして、道路占用料と市営住宅使用料があり、引き続き収納率の向上に努める。 特に、口座振替利用率の向上と振替不能者の納付向上について引き続き努力する。 向山公園球技場、総合公園について、使用者（利用者）による維持管理に関する一部負担の検討が必要。	①新規入居者の口座振替利用100%推進。 ②振替不能者に対するきめ細かい納付指導の推進。 ③置賜管内の公園等の使用料について調査。 ④利用者である各種団体と協議。	①新規入居者の口座振替利用100%推進。 ②振替不能者に対するきめ細かい納付指導の推進。 ③調査等に基づく検討結果可能な場合、公園等使用料徴収に向けた条例改正。	①新規入居者の口座振替利用100%推進。 ②振替不能者に対するきめ細かい納付指導の推進。 ③公園等使用料の徴収実施。
	53	下水道	①一般会計からの繰出し額が多くなっているため、使用料金の値上げについて検討をおこなっている。 ②未納対策として個別訪問、口座振替の促進等今後もおこなっていく。 ③未納者（納付できるにもかかわらず未納の市民）に対しては、行政サービスの不対応の対策も検討。	①使用料金の値上げ実施（7月から適用） ②未収金5%削減	未収金5%削減	同左
6 入札及び契約事務の適正化	54	企画財政	引き続き入札の透明性・公正性・適正公平な競争性を確保するとともに、技術と経営に優れた企業の育成を図る。また、17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行されたことから、価格以外の多様な要素も考慮して、価格と品質が総合的に優れたものを調達する制度を導入するため、本市にあった制度研究をおこなう。	工事成績評定要領の策定。 総合評価落札方式の研究。	総合評価落札制度の導入	総合評価落札制度の検証と拡大
7 財政運営の策定	55	企画財政	①統合中学校の建設など、新たな財政需要に対応しうる柔軟性のある財政構造への変革を目指し、経常収支比率や実質公債費比率等の財政指標の改善とともに、将来の財政負担に対応可能な財政調整基金を始めとした各種基金の積立をおこなうことを目標として、中長期的な財政運営計画を策定する。 ②目標数値については、経常収支比率は90%未満、実質公債費比率は25%未満で、今後10年間で18%未満（公債費負担適正化計画（H18策定）に基づく）、基金の積立は今後10年間を目途に合計で10億円とする。	3カ年及び、10年程度の財政運営計画の策定（3カ年は毎年ローリング）	同左	同左
8 公用車の集中管理の推進	56	企画財政	企画財政課で集中管理している公用車は16台（マイクロバス2台、軽トラック1台を含む）で、使用する課において庁内ポータルにより予約をし使用している状況である。 その他に各課の特認車として、都市整備課のパトロール車、健康福祉課・長寿医療介護課の訪問指導用車両、税務課の滞納整理用車両等の車両が28台（軽トラックを含む乗用タイプの車両）あり、特認車については各課で管理している。	特認車両について見直しをおこない、企画財政課で集中管理できるものについては、企画財政課管理に移行していく。		

(4) 健全な財政運営の推進

取組項目	No.	担当課	概要	取組計画		
				19年度	20年度	21年度
9 新たな財源確保対策	57	総務	広報誌への有料広告掲載	広報誌のあり方等全体的な見直しの中で検討	検討の結果により決定	同左
	58	企画財政	市公式ホームページにバナー広告を採用し、財源確保を図る。	実施	同左	同左
	59	商工振興	①受益者負担の適正化の視点から無料施設の有料化を検討する。 ②企業誘致に伴う新たな収入の確保。	①20年度有料化に向け委員会等において検討をおこなう。 ②企業誘致活動するとともに、新たなPRの手法により一層の活発な活動を展開する。	②同左	②同左
	60	観光物産	双松バラ園については、大人300円、子ども100円にて入場料を徴しているが、市民は期間中すべて無料としている。市民サービスの点から家族招待券を1回のみ有効とし、入場料アップを図る。	実施可否検討	検討案実施	同左
	61	観光物産	総合観光物産センターの外部軒下に物産業者を誘致（または貸し出し）し、占用料を徴収する。	JR、観光協会及び内部実施可否検討	検討案実施	同左
	62	観光物産	市観光行政財産（土地）売却による財源確保。	内部調整（都市整備課よりの看板撤去を前提）	売却準備	売却
	63	観光物産	赤湯駅内、総合観光物産センターにコンビニを誘致し、新たな財源確保に努めるとともに、特産品販売を義務付ける。	JR、観光協会及び内部関係課調整	検討案実施（可能との結論であれば募集、改築）	実施（可能とあれば）
	64	農林	法定外公共物（道路・水路）の境界確定するに当たり、現地立会いをおこなう際に申請者から立会い手数料を徴収する。		市有地管理担当課の一元化を経て20年度から実施	
	65	都市整備	地方交付税の増額のため、市道認定外で除雪路線となっている路線の内、市道認定可能な路線について調査検討し、財政効果のあるものについて議会の議決を得て市道認定する。（生活道路約3.3Km、農道約1.0Km）	可能路線の調査検討 認定基準の見直し 維持管理費用の見込額の調査を直営で実施	認定基準規則の改正 認定目標延長3Km	認定目標延長5Km
	66	下水道	下水道台帳及び排水設備平面図・縦断図の写しを手数料条例を基に有料化とする。下水道台帳について個人情報保護の観点から再確認する。	市内設備業者へ写し配布有料化の広報。下水道課で納付書作成し、会計窓口での料金納入を19年度から実施。		
67	水道	①開閉栓手数料は、冬季間は積雪により確認等に手間を要するため、新たな単価の設定をする。 ②指定給水装置工事事業者は、5年程度の登録制により、実際上の業者の把握が可能となる。 ③指定給水装置工事事業者は、責任技術者及び配管技工の登録制をとることで、技術の確保・向上が図られる。	近隣市町の状況を調査し、法令等の整備をおこなう。	10月より一括して実施。	前年度、実施したことの検証を進めながら引き続き実施。	
68	社会教育	中央花園内でランドゴルフ場として使用している区域を有料公園施設として指定し使用料を徴収する。	関係課・利用者団体協議会との調整	条例改正、備品整備、市民への周知	4月から実施	

(4) 健全な財政運営の推進

取組項目	No.	担当課	概要	取組計画		
				19年度	20年度	21年度
10 民間的経営手法の活用	69	市民生活	窓口業務時間延長の可能性とその際の窓口手数料の差別化を検討し、サービス向上と収入増の可能性を探る。	19年3月より毎週月、火に証明書交付業務を最長で午後7時15分まで延長実施する。		
11 経常的な経費の節減	70	総務	福利厚生補助金の削減	組合と協議	一部減額	同左
	71	健康福祉	19年度から健康福祉課内で保育基幹センター業務を行うことにより、光熱水費等の経常的な経費削減を図る。	保育基幹センター廃止		
	72	長寿医療介護	置賜広域行政事務組合を通じて行っている共同電算処理業務の見直しをおこない経費の節減を図る。	後期高齢者医療制度の市側システム開発にあわせ、共同処理経費の節減を図る。	同左	
	73	市民生活	クールビズ、ウォームビズを活用することにより、庁舎内温度の徹底を図り冷暖房費を削減する。	文書指示、担当課の巡視により冷暖房温度の徹底		
	74	市民生活	窓口封筒の広告記載を検討する。市で広告を募集する方法と、広告記載の封筒の寄贈を受ける方法がある。	窓口封筒の調達方法を検討し、その方法を決定	広告入り封筒使用開始	
	75	観光物産	総合観光物産センタートイレの節水のため、女子用トイレに消音機の設置。また男子用小便飛散を防ぐためターゲット（シール：蠅マーク等）を印字し、清掃業務の簡略化、経費削減を図る。	実施	同左	同左
	76	下水道	置賜広域行政事務組合への負担金の軽減を検討する。	負担金軽減を検討	負担金の減額実施	
	77	水道	①職員削減による人件費の抑制。 ②クライアント/サーバによる新料金収納システム導入に伴う内部経費の削減。	①新料金収納システム導入に伴う職員の削減 ②新料金収納システム導入により4,00万円の経費節減。	①浄水場廃止に伴う人員削減	
	78	社会教育	市民体育館の管理業務のうち、設備管理、清掃作業、指導員業務を長期継続契約期間終了後、一括して発注することにより、業務委託経費の削減を図る。	管理業務長期継続契約2年目	管理業務長期継続契約最終年一括発注業務委託仕様書作成	一括業務委託の実施
	79	議会事務局	議員研修を通じ、議員の資質の向上を図り、監視機能と政策提言能力を高めているが、経常的な経費の削減のため、費用弁償・旅費の見直しについて検討する。政務調査費については年額12万円となっているが適正額かを含め「議会機能検討特別委員会」で検討している。	議長と協議し、特別委員会の検討事項の中に入れ検討	特別委員会の結論を受けて改選後に実施	
80	消防	尻無沢堤の改修工事に伴い水位の調整が不要になったため、消防施設管理報償費を廃止する。	消防施設管理報償費（13千円）の廃止（永年）			

(4) 健全な財政運営の推進

取組項目	No.	担当課	概要	取組計画		
				19年度	20年度	21年度
12 公共工事コストの縮減	81	都市整備	工事の計画・設計等の見直し、工事発注の効率化、工事構成要素のコスト低減、工事実施段階での合理化、規制改革等のための具体的施策を継続・充実して実施することにより、工事コストを低減する。 事業を迅速化することにより、事業便益の早期発現を可能とし便益が増加することにつながり、便益の増加分に相当する費用を低減することになる。また、事業の迅速化は、時間的効率性の向上を図ることにより、事業経費の低減、事業資金の金利負担の低減となる。	①工事コストの低減 ②工事の時間的コストの低減 ③ライフサイクルコストの低減 ④工事における社会的コストの低減 ⑤工事の効率性向上による長期的コスト低減 ⑥設計データの電子化の推進以上のことにより工事コスト5%低減	①事業の迅速化 ②計画・設計から管理までの各段階における最適化 ③調達の最適化 ④地域特性の重視 ⑤地域資源の循環利用の促進 ⑥透明性の確保以上のことにより工事コスト5%低減	実施状況の検証及び再構築
13 企業会計手法の導入	82	下水道	公営企業法適用に向けて関係台帳などを整備していく。	公営企業法適用に向けて準備 資産台帳の整備	関係書類の準備	法適用
	83	水道	企業会計に一本化することにより、事務的にも効果的となる。ただし、土平飲料水供給施設事業は、水道事業でないので、除外となる。	小滝簡易水道事業が企業会計手法の導入が可能か及び導入のメリット、デメリットを検討	同左	小滝簡易水道事業が企業会計手法の導入が可能であり、メリットがあると判断されれば、4月実施

(5) 第三セクターの見直し

取組項目	No.	担当課	概要	取組計画		
				19年度	20年度	21年度
1 公社・第三セクターの財政状況の公表	84	観光物産	㈱ハイジアパーク南陽の経営状況の公表を市報にておこなう。	調整（可能であれば実施）	実施	同左
2 土地開発公社の経営健全化の推進	85	用地	18年3月策定された南陽市の「土地開発公社の経営の健全化に関する計画」に則して保有用地の処分を進め、公社の経営健全化を図る。 計画期間：18～22年度（5年間）	【公有用地】 処分目標：15% 【土地造成用地】 販売目標：10% ※H18保有額対比	【公有用地】 処分目標：20% 【土地造成用地】 販売目標：7% ※H18保有額対比	【公有用地】 処分目標：20% 【土地造成用地】 販売目標：30% ※H18保有額対比

(6) 地方公営企業の経営健全化

取組項目	No.	担当課	概要	取組計画		
				19年度	20年度	21年度
1 水道事業の経営健全化	86	水道	19年10月より広域水道用水を全量受水となり、受水量が大きく増加することにより、受水費用が大幅な増となることから、水道料金を引き上げざるを得ない状況である。水道料金は、事業に必要な費用を総括し、その額を算定することが原則となっているので、安定した経営の基となる公正かつ妥当な水道料金の設定が必要となっていることから、19年度には水道料金等審議会に料金見直しの諮問をおこない、答申を得る予定である。	審議会に料金見直しの諮問。答申。関連法令等の見直し。	4月より施行 7月料金改定実施	

2. 市民と協働による行財政運営

(1) 民間委託等の推進

取組項目	No.	担当課	概要	取組計画		
				19年度	20年度	21年度
1 レセプト点検の全面委託	87	長寿医療介護	レセプト（診療報酬明細書）点検業務について、外部委託化を進める。	現状どおり実施。ただし、老人保健については、制度改正により20年度から現行の国保等各保険制度から完全独立した制度となり、山形県後期高齢者医療広域連合がおこなうこととなるが、レセプトの点検管理については業者あるいは各市町村に委託することも含めどのようにおこなうか検討する。	国保においては現状どおり。後期高齢者については、広域連合の動向によるが、縦覧点検の業者委託については、委託業者が限られていることと医療機関窓口業務等の受託業者と同一になることが多くこの点で効果があるのか検証する。	
2 学校用務員配置のあり方の見直し	88	学校教育	学校技能職員の人員削減に向けての取り組みをおこなっている。		学校技能士1名の退職が予定されているので、総務課と協議のうえ検討していく。	
3 指定管理者制度の活用の推進	89	企画財政	「民間でできることは、民間で」を基本に、公の施設の管理について指定管理者制度の導入を推進する。	条件が整った施設について実施	同左	同左
	90	商工振興	施設（勤労青少年ホーム、勤労者総合福祉センター、勤労者テニスコート、交流プラザ蔵楽使用）の管理について指定管理者制度の導入を検討。	20年度に向けて、指定管理者制度導入の適正について検討をおこなう。		
	91	観光物産	総合観光物産センターの指定管理者を導入し、物産販売等の収益をもとに委託料削減を図る。	観光物産センターは収益事業がないため、実施可否の精査	検討案実施	検討案実施
	92	健康福祉	南陽市健康長寿センター・デイサービスセンターの管理に指定管理者制度を導入する。	指定管理者制度導入に向けた検討	指定管理者制度導入	
	93	長寿医療介護	老人いこいの家の指定管理者制度の導入について、健康長寿センターとの一体的な制度適用が必要と考えられる。	健康長寿センターと一体的な検討	同左	同左
	94	社会教育	民間の能力を活用し、住民サービスの向上と経費の削減等を図るため、体育施設の管理運営について指定管理者制度を導入する。	①導入の検討 ②業務の範囲の検討 ③利用料金制度導入に検討 ④選定方法、指定区間の検討 ⑤公募の方法の検討 ⑥協定案の検討	①条例改正 ②指定管理料の目安の作成 ③公募事務 ④審査 ⑤候補者の選定 ⑥予算編成作業 ⑦協定案の合意 ⑧議会の議決	4月より指定管理者制度実施

(1) 民間委託等の推進

取組項目	No.	担当課	概要	取組計画		
				19年度	20年度	21年度
4 外部委託の推進	95	健康福祉	19年度から赤湯保育園の機能は、新たに開園する民間運営の赤湯ふたば保育園が引き継ぐ。	社会福祉法人双葉会による「赤湯ふたば保育園」の開設		
	96	健康福祉	19年度において、吉野学童施設（市直営）が開設されることとなった。これにより、本市の小学校区においては、小滝地区を除いたすべての学区で学童保育がおこなわれることとなった。現在の学童保育施設運営主体は市直営であるが、今後、運営主体を外部に委託していく。	学童施設の運営主体（社会福祉法人、学校法人、NPO法人、保護者）に最も適した主体がどこか検討する。	学童施設の運営主体を移行する（沖郷、宮内学童保育施設）	
	97	長寿医療介護	18年度から高齢者の生活を支える役割を担う総合機関として地域包括支援センターが設置された。今後、地域包括支援センターについて外部委託を検討する。		第4期介護保険計画（21年度～23年度）策定に向けて検討する	
	98	下水道	外部委託可能なものがあれば委託をする。	①委託可能なものを調査 ②委託先の検討	民間委託の実施	同左
	99	水道	・窓口業務と料金収納・開閉栓業務・滞納整理・水道施設管理などについて、民間活力導入によるサービス向上と、コスト削減等を目的に業務内容等について見直しをおこない、外部委託を積極的に推進する。	業務内容等について、段階的な業務委託の実施に向けて精査し計画策定。	4月より段階的に業務委託を実施。	引き続き段階的に業務委託を実施。
	100	議会事務局	議長車及び議会マイクロバスの運転業務を一括して業者に委託する。なお、使用車両は市所有車両とし、その整備も委託業務内容に含める。	議会関係の運転業務だけでなく全庁的な対応を検討し実施。		
5 窓口業務の見直し	101	会計	会計窓口終了後の午後3時以降は、市税等の収入金のある課において出納員が収納業務をおこない、翌日に指定金融機関へ入金処理する方法を導入する。	現金取扱いのための準備各課との調整	実施	
	102	健康福祉	妊婦届の受理、母子手帳の交付を健康福祉課で保健師がおこなう。併せて、妊婦出産に関する情報を提供するとともに、妊娠、出産、子育てを支援していく。	健康福祉課で交付し、併せて相談業務や情報提供をおこないながら子育て支援を推進する。	同左	同左
	103	商工振興	市のホームページを活用した申請や資料提供を行い、窓口業務の簡略化に努める。	ホームページ活用範囲の拡大検討	同左	同左
	104	観光物産	市民生活課窓口前テレビにおいて、南陽の観光PRビデオを放映する。（新観光ビデオ19年3月完成予定）	実施	同左	同左
	105	水道	業務係については、滞納処分を基本に捉えた徴収業務をおこない、電算処理に係る窓口業務を民間委託化し、事務の定型化と業務の効率化を図る。	業務内容等について、段階的な業務委託の実施に向けて精査し計画策定。	4月より段階的に業務委託を実施。	引き続き段階的に業務委託を実施。
6 PFI制度の活用	106	企画財政	今後の大型施設整備について、公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用する新しい手法であるPFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）の活用を検討する。	情報収集に努める。	同左	同左

(2) 市政に関する情報の共有

取組項目	No.	担当課	概要	取組計画		
				19年度	20年度	21年度
1 各種計画等の進行状況の公表	107	総務	定員適正化計画の進捗状況の公表	公表	同左	同左
	108	企画財政	市で策定した各種計画等については、その進捗状況について定期的に市報やホームページにより公表し、市民への説明責任を果たすために公表基準を設け実施する。	公表基準を設ける	公表基準に基づき実施	同左
	109	長寿医療介護	地域包括支援センター運営協議会に事業計画の進行状況について公表し、意見反映を実施する。	地域包括支援センター運営協議会に公表	同左	同左
	110	商工振興	旧中心市街地活性化法に基づき策定を行った「南陽市中心市街地活性化基本計画」の見直し検討を実施し、評価や公表をおこなっていく。	県と連絡調整を図り、関係団体と連携しながら計画する。	同左	同左
	111	観光物産	パブリックコメントや参画者公募によるプラン作り	実施	同左	同左
	112	水道	水質検査計画及びその水質検査計画の結果について公表が義務付けられているため、引き続き実施する。	条件等を整理し引き続き公表	同左	同左
2 財政状況の公表	113	企画財政	①地方自治法上定められている財政状況の公表については、今後とも分かりやすさを第一に考え市報及びホームページ上でおこなっていく。 ②行財政改革及び集中改革プラン等の公表、予算編成、決算認定時にあわせ、タイムリーな財政状況の公表をおこなう。	①これまでの公表に加え、ホームページ版を作成し、標準団体との比較等を交えながら、より詳しくかつわかり易く公表していく。 ②行財政改革等の実施状況の公表時に関連する財政指標等の公表をおこなう。	同左	同左
3 給与制度の見直し及び支給状況の公表	114	総務	年支給状況の公表を行う。(給与制度の見直しは「給与水準の適正化」No.2で記載)	公表	同左	同左
4 多様な広聴方式の活用	115	総務	市長が市内各地へ出向き、地域の課題や市政へのアイデアなどを市民と直接話し合いながら、多くの意見を市政に反映し市の発展を共に考えていく。	①南陽いきいきトーク：8地区に年1回ずつ出向いて開催。 ②お茶の間市長室：地区公民館に限定せず、地域の行事に合わせて開催するなど、場所・回数が増を検討しながら開催。	前年度の結果を踏まえながら継続して開催	継続して開催
5 パブリックコメント制度の導入	116	総務	市の施策に関する基本的な計画等を立案する過程において、その内容や参考資料を公表し、市民から寄せられる意見を反映する機会を確保するとともに、意見に対する市の考え方を公表する。			

(3) 地域コミュニティの育成

	取組項目	No.	担当課	概要	取組計画		
					19年度	20年度	21年度
1	自主防災組織結成の推進	117	総務	災害による被害を最小限にするため、自治会等を単位に地域住民が自主的に連携し、防災活動をおこなう「自主防災組織」を市内全域に結成していく。	各自治会の現状把握の実施	未組織自治会等への指導実施	同左
2	NPO組織の育成と支援	118	社会教育	旧宮内高校吉野分校を使用し森林環境支援活動を行うNPO団体に対し育成、支援活動をおこなう。	育成、支援活動	同左	同左
		119	中央公民館	協働のまちづくりを進めるため、NPO法人格取得を目指す団体等に対して支援をおこなう。	NPO化を目指す団体等に対する情報提供、助言。また、認証機関である県との連携強化。	同左	同左
3	市民運動の推進	120	健康福祉	①歩く健康づくり運動（市民総参加のウォーキング）の推進 ②歩く健康づくりを推進する組織を立ち上げる。	地区単位にウォーキングについて知識をもつ人材の養成をおこない、大会を企画する。	人材の養成参加の呼びかけ	
		121	商工振興	市民運動推進のうえで、商工振興分野についての意識高揚を図る。	商店街が実施している事業について継続されるような環境づくりに努める。	同左	同左
		122	観光物産	南陽、四季のまつりにおける協働推進。	各イベントごとに協力団体を求める	同左	同左
		123	農林	市民（住民）運動として、地産地消を推進する。農業をとりまく課題としての食糧自給率の向上の必要性、さらに広い意義における祖国及び郷土を愛する心の育成の必要性が求められる。供給側の努力に限らず、住民側の消費活動において地場農産物の消費拡大に興味と理解が必要である。行政はこの流れを啓蒙及びサポートすることになる。	全体的啓蒙及び学校給食に対する南陽産農産物の提供 →市内の保育園、福祉施設の給食に対する南陽産農産物の提供と啓蒙	左の継続 公的性格のある施設（ハイジアパークなどの食事提供事業所）への事業拡大	左の継続 食事提供事業所への事業順次拡大 市民運動としての更なる盛り上がり
		124	都市整備	公園清掃、河川清掃、道路清掃、除雪などのボランティアの拡大に努める。	北町、諏訪、さわだ児童公園の3箇所について拡大に努める。すでに実施している団体等との連携強化。	道路ボランティア1団体の拡大	同左
		125	水道	いつまでも安全で良質なおいしい水を安定的に供給するため、市民の協力により「水と森を守る運動」として、継続的に造林事業や、ブナに加え、ミズナラ、コナラ等を含めた混植とすることで、在来の森林構成になじみやすい植林地環境とすることとし、植林事業を実施する（水源涵養保安林事業の推進）。	計画策定のため、調査、研究をおこなう。	計画調査の結果を踏まえ、実施計画を立案する。	4月より市民運動の中核となる組織を立ち上げ実施計画に沿って取組みを始める。
		126	社会教育	中央花公園内の除草作業は、市民体育館等利用者団体協議会を中心としたボランティアによる環境整備として推進する。	①市民体育館利用者団体協議会との協議・調整 ②ボランティア全体作業年2回 ③ボランティア個別作業年1回	①ボランティア全体作業年2回 ②ボランティア個別作業年1回	同左

(3) 地域コミュニティの育成

	取組項目	No.	担当課	概要	取組計画		
					19年度	20年度	21年度
3	市民運動の推進	127	消防	<p>①協働のまちづくり 市民一人ひとりが災害発生時において何をすべきか、何をしなければならないか自覚・認識が必要であり、幼年・少年・婦人防火委員会の拡大を図る。</p> <p>②安全安心なまちづくり 18年の消防法改正に伴い南陽市火災予防条例が改正され、住宅用火災警報器の設置義務がなされた。防火委員会や地区で開催される防火教室等で積極的に普及促進を図っていく。</p>	各地区長会の会議に積極的に参加し拡大を推進する。 婦人防火クラブにおいては、各地区に1クラブ以上の設立を目指す。	同左	同左
		128	消防	市民の方が応急手当の重要性・必要性を理解して、普及員資格を取得し、地域住民を主に講習会（AED講習会を含む）を開催し指導にあたる。	普通救命講習受講者500人、応急手当普及員を10人程度養成する。	※最終的に普通救命講習受講者を市民の20%以上の普及啓発を目標とし、消防団の各班に1名以上の普及員を養成する。	同左
4	人材育成の推進	129	中央公民館	市民を対象とした各種講座の開催を通し、次代を担う地域リーダーの育成を進める。	講座の開催	同左	同左

(4) 男女共同参画の推進

	取組項目	No.	担当課	概要	取組計画		
					19年度	20年度	21年度
1	各種委員会等への女性の参画	130	中央公民館	<p>①庁舎内各課の委員等への女性登用状況について毎年調査（目標：21年度まで30%）</p> <p>②男女共同参画地区集会等への参加</p> <p>③市民等への啓蒙・啓発を図る</p>	<p>①庁舎内各課の委員等への女性登用状況について毎年調査</p> <p>②男女共同参画懇話会への参加</p>	同左	<p>①庁舎内各課の委員等への女性登用状況について毎年調査</p> <p>②男女共同参画懇話会への参加</p> <p>③計画期間である10年間の総括</p>

3. 市民サービスの向上と意識改革

(1) 市民サービスの向上

取組項目	No.	担当課	概要	取組計画		
				19年度	20年度	21年度
1 職員の 待遇向上	131	総務	接遇研修の実施、職員の意識向上	研修の継続実施 全職員で総合案 内ができる体制 の構築	同左	同左
2 一括手続き 窓口の設置	132	市民生活	3月から4月の住所変更の繁忙期に、住所 変更に伴う各種届出を各担当課に立ち寄る ことなく、庁舎1階の窓口で一度に済ませ ることができる体制を作る。 例：住民票、戸籍、犬の登録、介護保険、 国民健康保険、各種医療証、児童手当、学 区の変更、水道栓の開閉、年金受給者の住 所変更など	19年3月31日 (土)、4月1日 (日)の両日(午 前中)に住民異 動に関連する通 常窓口を開設し 業務をおこな う。	利用状況を見て 検討	同左
3 中学校給食の 導入	133	学校教育	18年8月に中学生を対象とした食生活実態 調査を実施したのを皮切りに、19年4月市 内中学校学校給食実施に向けて検討委員会 を設立し、実施に向けての取り組みをおこ なっている。	市内7中学校に 完全給食を実施 する。	学校給食法及び 食育基本法に基 づき食育を推進 していく。	学校給食法及び 食育基本法に基 づき食育を推進 していく。また、 食育の推進をと おして生徒の学 力向上に繋げて いく。
4 市内バス運行 の実施	134	企画財政	19年度より、これまでの病院間連絡バス及 び新たに運行される中川バスについて、北 部地区連絡バスの運行体系を基本に、有料 を前提に、特に高齢者等の移動制約者の足 の確保に重点を置いたバス運行について支 援する。当面、3路線の運行時間等を連携 しながら市内循環の体系を構築する。	旧病院間連絡バ ス及び仮称中川 バスの有料運行 支援。 交通空白地域の 交通手段の検 討。	同左	同左

(2) 電子自治体の推進

取組項目	No.	担当課	概要	取組計画		
				19年度	20年度	21年度
1 税収納の強化	135	税務	不動産のみならず、動産の差押をおこない、 インターネット公売を活用し、より高い換 価及び換価率で税収納の強化、確保に努め る。	動産差押のため 検索、差押、公 売の研修をおこ ない職員のスキ ルアップをす る。併せてイン ターネット公売 の準備に取り組 む。	動産差押を実施 しインターネット 公売本格実施 目標4件	目標10件
2 情報セキュリ ティの確保	136	企画財政	社会の情報化(ICT化)に対応し、高度 な市民サービスを提供するとともに、情報 セキュリティの確保(情報保護)に努める ため、市個人情報保護条例及び市情報セキ ュリティポリシーの運用を徹底する。	①必要に応じ改 定する。 ②情報端末配置 全職員を対象に 情報セキュリテ ィ研修を実施す る。	同左	同左
3 申請・届出の オンライン化	137	企画財政	①19年3月より稼働する県・市町村共同電 子申請システムを活用しながら、本市電子 申請メニューの拡大に取り組む。 ②同システムと一緒に稼働する施設予約シ ステムを積極的に活用していく。	①「税務諸証明 交付申請書」「法 人等設立・異 動・解散等申告 書」「給与支払 報告書」等で実 施。 ②利用施設の拡 大を図る。	①条件が整った ものから順次実 施。 ②利用施設の拡 大を図る。	同左

(2) 電子自治体の推進

	取組項目	No.	担当課	概要	取組計画		
					19年度	20年度	21年度
4	新財務会計システムの導入	138	企画財政	財務会計システムの更新により財務事務全般及び会計出納事務の効率化を図るとともに、財務管理の安全性確保を図る。導入にあたっては、 ①公会計制度改革への対応 ②共同アウトソーシングの活用による導入経費の抑制に留意して取り組む。	①公会計制度改革の情報収集 ②共同アウトソーシング関係の情報収集	導入形態の具体的な検討（関係各課との横断的な検討）	22年度予算の編成に合わせて導入（システム動作の検証作業）
5	電子決済及び文書管理システムの導入	139	総務	電子決済機能を有し、LGWANの電子文書交換システムと連携し、情報公開にも対応できる電子文書管理システムの導入に向けて検討していく。	LGWANや電子文書に対応できる文書規程や公印規程の整備	導入に向けての検討	同左
6	市所有情報通信基盤の積極的活用	140	企画財政	市所有の光ファイバーケーブルの一部を民間に開放することにより、通信事業者の協力を得ながら市内情報通信基盤の格差解消を図る。	市内全地区にブロードバンド通信環境を整備する。		

(3) 職員の意識改革

	取組項目	No.	担当課	概要	取組計画		
					19年度	20年度	21年度
1	人材育成の推進	141	総務	人材育成基本計画の作成	策定に向けた検討	計画の策定	
2	職員一人1改善運動の推進	142	全課	職員から提案された改善事項については、実施可能なものから各課で取り組んでいく。	提案事項の実施	同左	同左
3	個人情報保護の徹底	143	総務	南陽市個人情報保護条例に基づき、個人情報の取扱いに関する具体的なルールを定め、個人の権利利益の保護と市政の適正な運営を目指し、個人情報の漏洩防止対策を講じる。	職員に対する指導	同左	同左
4	人事評価制度の導入	144	総務	人事評価制度の導入及び昇給に係る評価制度の導入を検討し、試行する。	検討委員会を設置	一部試行	全部試行

南陽市行財政改革大綱の策定について（意見書）

平成18年12月8日に南陽市長の委嘱を受け、本懇話会において、南陽市の行財政改革の推進について、限られた期間のなかで3回にわたり審議をおこないました。審議過程においては、南陽市から示された行財政改革大綱（案）について、市の当局から行財政改革に取り組む基本方針の説明を受け、かつ財政状況など必要に応じ担当課から聴取をおこないました。市民の立場から策定にあたっての意見を以下のとおり申し上げます。

1. 本行財政改革大綱の推進にあたっては、職員の創意と工夫、さらには、市民の活力と英知を結集し、市民と行政が協働して取り組まれるようお願いいたします。
2. 市行財政改革大綱実施計画については、可能な限り数値目標や達成期限を明示して取り組まれるようお願いいたします。また、今後の状況の変化等に応じ、常に計画の見直しをおこないながら取り組まれるようお願いいたします。
3. 本懇話会は、行財政改革の進捗状況について、引き続き市民の立場で必要に応じて意見を述べる責務があると認識し、今後、取り組みの着実な成果が市長より報告されることを期待いたします。

南陽市長 塩田秀雄様

平成19年2月23日

南陽市行財政改革推進懇話会

座長 佐藤 廣志

南陽市行財政改革大綱策定の審議経過

年月日	会議名	内容
18年12月1日(金)	第1回行財政改革推進本部会	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次行政改革大綱の総括について ・行財政改革大綱の策定方針・スケジュールについて ・行財政改革大綱の骨子について
12月8日(金)	第1回行財政改革推進懇話会	<ul style="list-style-type: none"> ・懇話会委員の委嘱 ・これまでの行政改革取組みについて ・行財政改革大綱の策定方針・スケジュールについて ・行財政改革大綱の骨子について
19年1月10日(水)	第2回行財政改革推進本部会	<ul style="list-style-type: none"> ・行財政改革大綱取組計画について
1月16日(火)	第2回行財政改革推進懇話会	<ul style="list-style-type: none"> ・行財政改革大綱取組計画について
2月1日(木)	第3回行財政改革推進本部会	<ul style="list-style-type: none"> ・行財政改革大綱取組計画について ・職員一人1改善の提案について
2月23日(金)	第3回行財政改革推進懇話会	<ul style="list-style-type: none"> ・行財政改革大綱取組計画について ・職員一人1改善の提案について ・意見書の提出
3月7日(水)	第4回行財政改革推進本部会	<ul style="list-style-type: none"> ・行財政改革大綱案について ・行財政改革大綱取組計画について
3月13日(火)	庁議	<ul style="list-style-type: none"> ・行財政改革大綱の決定

南陽市行財政改革推進懇話会

氏名	役職・職業	備考
鈴木 洋	市地区長連協会長	座長代理
佐藤 廣志	エヌ・デーソフトウェア（株）社長	座長
高橋 武	(株)かわでん内部監査室長	
稲毛 雅之	(株)山形銀行宮内支店長	
野川 八枝子	商業（豆腐製造販売）	
山田 友子	農業（酪農）	
小林 圭子	置賜総合支庁 総務課主査	

南陽市行財政改革推進本部・事務局

区 分	所 属 課 名	氏 名
本 部 長	市長	塩 田 秀 雄
本 部 員	助役	柴 田 誠
	教育長	三ヶ山岩男
	総務課長	樋 口 一 志
	企画財政課長	高 橋 与 一
	税務課長	須 藤 公 一
	用地課長	山 田 正 春
	会計課長	齋 藤 洋 一 郎
	市民生活課長	大 沼 豊 広
	健康福祉課長	斉 藤 彰 助
	長寿医療介護課長	松 田 直 二
	農林課長	竹 田 一 夫
	商工振興課長	中 條 晴 雄
	観光物産課長	板 垣 秀 春
	都市整備課長	安 彦 博
	下水道課長	佐 藤 敏 郎
	水道課長	大 道 寺 新 一
	消防長心得	関 忠 市
	議会事務局長	佐 藤 正 昌
	学校教育課長	高 橋 正 幸
	社会教育課長	高 橋 大 吉
選挙管理委員会事務局長	鈴 木 聰	
監査委員事務局長	須 藤 房 男	
農業委員会事務局長	大 坂 剛 司	

事 務 局	企画財政課長補佐	安 部 史 生
	企画財政課長補佐	吉 田 正 幸
	企画財政課企画調整係長	高 梨 敏 彦
	企画財政課財政係長	佐 藤 浩
	企画財政課企画調整係主事	梅 津 智 也
	企画財政課企画調整係主事	後 藤 千 佳 子
	企画財政課企画調整係主事	菅 野 雄 三

南陽市行財政改革推進懇話会設置要綱

平成 18 年 3 月 24 日
告示第 52 号

(設置)

第 1 条 本市の行財政改革を推進するため、行財政改革推進懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 懇話会は、次の事項を所掌する。

- (1) 行財政改革大綱の策定について意見を述べること。
- (2) 行財政改革大綱の推進状況について報告を受け、必要な助言をおこなうこと。

(組織)

第 3 条 懇話会の委員は、市内の有識者のうちから市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、行財政改革大綱の推進期間とする。

(座長)

第 4 条 懇話会に座長を置き、委員の互選により定める。

- 2 座長は、会務を総理する。
- 3 座長に事故あるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 懇話会は、必要に応じて市長が招集する。

- 2 座長は、懇話会の議長となる。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、市長が定める。

(庶務)

第 7 条 懇話会の庶務は、企画財政課において処理する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

南陽市行財政改革推進本部設置要綱

平成 18 年 3 月 24 日
訓令第 1 号

(設置)

第 1 条 行財政改革の推進を図るため、南陽市行財政改革推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 本部は、次の事項を所掌する。

- (1) 行財政改革大綱の策定に関する事。
- (2) 行財政改革大綱の実施に関する事。
- (3) その他重要な事項に関する事。

(組織)

第 3 条 本部は、本部長及び本部員をもつて組織する。

2 本部長は、市長をもつて充てる。

3 本部員は、次の職にある者をもつて充てる。

助役、市長の事務部局に属する各課長、会計課長、水道課長、教育委員会各課長、消防長、議会事務局長、監査委員事務局長、選挙管理委員会事務局長及び農業委員会事務局長

4 本部長は、本部を総括する。

(会議)

第 4 条 本部の会議は、本部長が招集し、議長となる。

2 本部長は、必要があるときは、会議に本部員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 5 条 本部の庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、本部運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。